

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

#### 奈良県教育委員会規則第四号

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「奈良県立橿原考古学研究所長」を「奈良県立橿原考古学研究所の事務職員である副所長」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年八月一日から施行する。